

東京湾大感謝祭 2025・横浜市役所アトリウム 展示会出展・協賛契約規約

東京湾大感謝祭実行委員会

2025年4月1日改訂版

第1条 本規約の趣旨

本規約は、横浜市役所アトリウムにおいて、東京湾大感謝祭 2025(以下、「本祭」という)を円滑に実施するため、その展示、出展および協賛にあたって遵守すべきルールを定めたものである。

第2条 開催目的

東京湾大感謝祭は、東京湾の恵みに感謝するとともに、その再生に向けた活動の環を広げていくことを目的として開催する市民参加型のイベントである。具体的には次のような活動に重点的に取り組む。

東京湾の現状や役割、課題等について市民の理解を深める

- ① 東京湾の魅力を発見し、その未来について共に考える
- ② 東京湾の再生に向けた多様な主体の活動や交流、連携を促進する

第3条 規約の履行

本祭において展示、協賛、ステージ行事等をおこなう企業・団体等（以下出展者という）は、以下に記載する各条項および主催者から提示される「出展マニュアル」等に記載する各規定を遵守すること。

これらに違反した場合、若しくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は、①出展・協賛申込の拒否、②出展・協賛契約の解除、③小間・展示物・装飾物・協賛内容の撤去・変更・削除の指示を、それぞれ行うことができるものとする。その際、出展者から事前に支払われた費用は返還しない。出展・協賛契約の解約、小間・展示物・装飾物・協賛内容の撤去・変更・削除によって生じた出展者および関係者の損害について、主催者は補償しない。主催者に損害があった場合には、出展者にその全額の賠償が発生する。これにつき出展者は、主催者に対し、責任追及を行わないものとする。出展者はあらかじめ、本規約を了解のうえ、主催者事務局に出展・協賛の申し込みを行うこととする。将来にわたり上記点に係る異議は受け付けない。

第4条 出展・協賛資格

出展者は、本規約第2条で定める本祭の開催目的・趣旨に沿った内容の出展を行うこと。出展等の内容は、東京湾の現状を把握・理解し、その再生に資する製品、サービス、社会的活動等とし、主催者は、出展者の提供内容が本祭趣旨に合致するか否かを決定する権利を有する。

また、暴力団、暴力団員、暴力団員関係者、暴力団員関係企業、総会屋等（総称して「反社会的勢力」という）及および宗教、心霊など、過度に心理的な方法を用いる組織、マルチ商法、政治活動等を行う団体組織等は、出展・協賛資格を有しない。

第5条 出展者名の取り扱い

出展者または協賛者は、出展・協賛申込書の提出をもって、主催者による本祭の告知広告、公式 Web サイト

ト、ガイドブックなどへの出展者名・協賛者名等の掲載を承諾したものとする。なお、出展・協賛申込書には必ず出展者の正式名称を記入すること。

第6条 展示期間及び展示時間

展示期間は、2025年9月27日から同年9月28日・2日間とする。展示時間は、原則、午前10時から午後5時までとする。

第7条 展示小間位置・協賛プラン・ステージ時間割の決定

展示小間位置・協賛プラン・ステージ時間割は、出展契約日、出展規模、出展・協賛プラン・ステージ内容等を考慮のうえ主催者が決定する。主催者は、出展者の意向を最大限尊重するよう努めるが、場所等の制約から、必ずしもすべての意向を反映させることができないことを出展者は理解するものとする。

第8条 出展契約の成立

出展者が出展・協賛申込書を提出し、主催者事務局がそれを受理した日をもって、出展・協賛契約の成立とする。

第9条 出展・協賛料金の支払

出展・協賛料金は、申込み展示小間スペース及び出展ブース基本パッケージ、協賛プラン等の使用対価となる。出展・協賛に際しては、支払いいただく出展・協賛料金のほかに、装飾費（自社装飾）、またこのほか利用に応じて電気工事費、オプションで発注された品物購入費等の諸費用が発生する場合があります。それらについては全額出展者の負担となる。出展者は、請求書に記載された期限までに、請求された出展・協賛料金全額を主催者事務局の指定する銀行口座へ振り込むものとする。支払期日までに出展・協賛料金の振込が確認できない場合は、出展・協賛契約は解約となる。この場合、主催者に損害がある場合には、出展者はその全損害を賠償するものとする。

第10条 出展・協賛契約の解約

出展者が出展・協賛契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず文書にてその旨を通知すること。その場合、出展者は下記の解約料を支払うものとする。

- ・出展・協賛契約成立の日から2024年7月24日までは、出展・協賛料金の50%
- ・2025年7月25日以降は、出展・協賛料金の100%
- ・解約料を超える費用発生や損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償すること
- ・解約料は、請求書に記載された期限までに、請求書に指定された銀行口座へ振り込むものとする

第11条 遅延損害金

出展者において、本出展・協賛契約上の金銭債務の履行を遅延した場合には、遅延の日から年14.6%の割合による遅延損害金の支払いが発生する。

第12条 転貸の禁止

出展者は主催者の許可なく、契約小間・協賛プランの全部または一部を他者へ譲渡、貸与等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を禁止する。

第13条 展示会の中止

主催者は、主催者の都合、または天変地異及び感染症拡大、気候状況の変化、交通機関の混乱などに鑑み、本イベントの全部または一部を中止することができるものとする。この場合、主催者は、出展者に対して、開催中止となった部分の割合（一部中止の場合）及び開催残余日数等を基準として、主催者が相当と認める額を出展者に払い戻すが、それ以外には、一切の責任を負わない。なお、主催者の都合以外の理由によって、展示会の全部または一部が中止になった場合（主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含む）、主催者は、出展者に対し一切の責任を負わない。

第14条 損害賠償責任

主催者は理由の如何を問わず、出展者及びその関係者が会場を使用して出展することを通じて被った人身及び財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負わない。また出展者は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設及びその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければならない。主催者が、これらの損害の賠償請求を受けた場合、出展者は自らの責任でその支払いを行うと共に、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとする。

主催者は本際における一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとする。

第15条 搬入と搬出・撤去

出展者は、主催者が提供する指定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとする。また出展者は、すべての展示品及び装飾物の搬出・撤去を「出展マニュアル」等、または適宜指示書に規定された期間内に完了するものとする。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者及び関係者に損害が生じた場合、出展者は、それによって主催者及び関係者に生じた全損害を賠償するものとする。

第16条 展示規定

出展者は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示及び主催者が提供する「出展マニュアル」に従うものとする。出展者は自社の展示が近隣の出展者などの妨げにならないように配慮する。万一、近隣の出展者とトラブル等があった場合には、主催者の規定をもとに妨害、違反の有無の判断をし、出展者はこの判断に従うものとする。

第17条 禁止事項

本祭においては、次に掲げる内容の表現・表示・配布を禁止する。

- ① 本展示会の他の利用者又はその他の第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報の表現及び展示
- ② 差別を助長する表現を含む情報・表現及び展示
- ③ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報・表現及び展示
- 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報・表現及び展示
- ④ 反社会的な表現を含む情報・表現及び展示
- ⑤ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報・表現及び展示
- ⑥ 他人に不快感や羞恥心を与える表現を含む情報・表現及び展示
- ⑦ マルチ、ネズミ講などの商法・商品を疑うような商品の情報・表現及び展示
- ⑧ 宗教的・精神的な物事 宗教、占い、スピリチュアルに関する表現及び展示

第18条 出展ブースの受け渡し

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展ブースを明け渡すこと。その際、①出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとする。処分に要する費用は出展者が負担するものとする。②出展者は、出展ブースの明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展ブース内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備の買取りを主催者に請求することはできない。③明渡し遅滞により主催者が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償すること。

第19条 消防・安全・衛生

出展者は、会場に適用される消防及び安全・衛生にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければならない。また、会場管理者等の定めるルールの厳守に努めること。また、感染症等の拡大予防にも協力すること。

第20条 写真・ビデオ撮影

本祭における写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は主催者が有する。本イベントの写真・ビデオ撮影等の許可なく、第三者がインターネットやSNSに公開することは、固く禁止する。

第21条 個人情報の取り扱い

会場内において、展示等を行うことなく、専ら来場者の「個人情報の収集」を主目的として行う出展は禁止する。出展者は、本祭を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得と管理をおこなうこと。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければならない。また取得した個人情報は、出展者が責任をもって管理・運用するものとする。万一、来場者や第三者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うと共に、自ら責任を持って紛争を解決するものとする。なお、主催者は、業務実施上の必要に応じて、出展者の情報を運営、施工、電気等の委託会社等に提供できるものとする。

第22条 管轄裁判所

本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とする。